

児童扶養手当法施行令別表第2

(政令で定める程度の障害の状態にある父)

1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの
 2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 4. 両上肢のすべての指を欠くもの
 5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 7. 両下肢を足関節以上で欠くもの
 8. 体幹の機能にすわっていることのできない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 10. 精神に労働することを不能ならしめ、かつ常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するもの
 11. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるものⁱ
- * (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

ⁱ 「当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの」を指す。